**新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いの変更について（提案）**

令和３年６月２日

**１　提案理由**

令和３年５月27日付け総務省通知（地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について）を踏まえ、新型コロナワクチン接種に関する服務の取扱いについて定める。

**２　服務の取扱い**

下記の場合、必要と認める期間又は時間について、**職務を専念する義務を免除する。**

**（１）**医療従事者等に該当する職員以外の職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合

**（２）**新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

※特別職の非常勤職員については、有給の特別休暇とする。

**３　実施日**　　**令和３年２月17日に遡って適用**

**4　協議期間**　　**令和３年６月２日**

**（参考）**

**この他の新型コロナウイルス感染症にかかる「職務専念義務の免除」については、変更なし**

①　検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合

②　保健所（帰国者・接触相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことが求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

③　職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月２５日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

④　新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

⑤　新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため府立学校を臨時休業する場合（教育委員会のみ）